

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定申請に係るヒアリング（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設）（1）」

2. 日時：令和4年4月19日（火） 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

研究炉等審査部門

菅生主任安全審査官

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部原子力規制総括調整官

日本原燃株式会社 安全・品質本部 品質保証部長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000104.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000104.html)

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）  
「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000103.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000103.html)
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）  
「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX燃料加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000212.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000212.html)
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000213.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000213.html)
- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年4月15日）  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000119.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000119.html)
- ・ 令和4年4月15日  
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物埋設施設の保安規定申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	かなっていうところがちょっと心配なんですけど。
0:00:02	はい。日本原燃佐藤でございます。会議室で行ってますんでそこに声が漏れたりはいたしませんので、問題ないと思います。
0:00:10	コサクですわかりました体育館の中で、会議室が、場所があるんですね、というのが1杯はい。
0:00:21	大橋さん申し訳ないです。どうぞ進めてくださいね。
0:00:25	はい。江藤社長の出席者は、今言った通りになります。それでは日本原燃においては、出席者を説明した上で、パワーポイント資料について、
0:00:35	説明の方、お願いします。それで博士の方ですけれども、簡潔に行っていたきたいんですけれども、詳細は補足のところに牧算できるのかなども少し、
0:00:49	その辺も踏まえて、含めてちょっと説明いただければと思いますんで、よろしくをお願いします。
0:00:55	はい。
0:00:56	日本安全品質本部サトウでございます。よろしく願いいたします。本日の出席でございますけれども、まず、普段の施設からデマチサカモト。
0:01:07	再処理廃棄物管理施設からハヤミ、埋設施設からフルタヤマジ。
0:01:14	MOX燃料加工、それからあと、JNES共通ということでクロイシとサトウが出席してございます。
0:01:21	それではパワーポイントに従いまして、
0:01:26	あとすいません、カップにつきましては、失礼いたしました。あと館が出席してございます。
0:01:32	それでは報告いただきまして4月19日に申請いたしました保安規定に関する説明を
0:01:42	補足説明しように関連づけながらご説明したいと思います。
0:01:49	文献の、
0:01:53	まず放熱についてご説明いたします。
0:01:57	今も、3ページの方をお願いいたします。
0:02:02	サポートチームでは、新規性基準を踏まえた保安規定は10段階について、こととしておりまして、設置工事を伴わないずつについては、すでに認可をいただいているところでございます。
0:02:15	今回、工認の認可を踏まえまして、主に設備、あと許可の未反映前をするということで、この制度変更認可申請の方です。
0:02:25	また、その他、日本会議の議長の変更等の運用変更を行うというところで、
0:02:34	進行認定を行ってございます。

0:02:39	4 ページ目お願いいたします。
0:02:45	本市では分割設定の最終回となりますので、反映内容に漏れが発生しないよう網羅的に抽出した内容を今回変えることとして確定しております。
0:02:58	下の四角の①から③の方に触れて抽出したかというところを、3. として示してございます。
0:03:07	保安系の①であわせて作成部署の運営管理課の方で、事業許可取得と、あと事業許可の本文、添付書類の整理を用いまして、保安規定の関連事項として運用ですとパート制限値、
0:03:23	管理値、こういったものを
0:03:28	実際に色を塗って、その結果を事業許可の作成部署の施設計画案を提示するという流れで、営業課からの抽出しております。
0:03:39	②番、江藤やり方としては①と同様で、今度は設工認と補足説明資料の方からも同様に抽出のほうを行っております。
0:03:51	③で、①②の抽出結果をもとに、
0:03:56	決定した内容を保安規定反映し、その結果について、事業部内の公安組織でレビューを行って、反映事項の方確定しているという流れで
0:04:07	変更内容の方を抽出しております。
0:04:10	この辺、もう村瀬については4月15日、戸松濃縮個別011の説明資料で示してございます。
0:04:21	また許可、設工認の制定については、東濃地区個別システムの補足説明資料の方に示してございます。
0:04:31	続きまして5ページお願いいたします。
0:04:36	最後ご説明した内容で抽出したは、主な反映事項を表の方に示してございます。
0:04:46	ナンバーの①から③につきましては評価施設等から抽出した設備内に係る変更内容になってございます。
0:04:58	①の農協管理委託の会場につきましてはその1個別の図の2番の許可整合の方から等で
0:05:10	経営してございます。また②番の遠隔消火設備の新設については農地個別の05番。
0:05:17	読書水槽の新設については非個別の16番で、それぞれ、神戸市として示してございます。
0:05:25	No.の4から6になりますけどもこちらが許可施設防から抽出したもののうちの運用に係る事項になります。
0:05:34	④の有力信頼に係る運用についてはその個別の07番、
0:05:40	あと⑤番、笠井自然災害等の体制については農地個別の05は、

0:05:47	あと、⑥の重大事故に至る恐れのある事故に対処するための資機材の追加についてはもう1個別の、06番にそれぞれ補足説明として示してございます。
0:05:59	⑦番については、井関さんの抵抗に伴う運用結果になりますけれども、こちらについては土肥個別の09番で説明を示してございます。
0:06:12	どういふ。
0:06:13	一本化に係る別途ご説明します。
0:06:17	あとその他、審査基準の疑問に係る説明の方をモリノ03番。
0:06:24	施工時期の変更に係る御説明の方の1-04番、
0:06:30	ここで新規追加の設備所長に関する説明を、個別のデマチ場にそれぞれ示してございます。
0:06:37	浦野御説明の説明は以上になります。
0:06:44	はいそれでは引き続きまして、資料の、
0:06:49	3ポイント資料の6ページから埋設の土地会計に関する申請について記載してございます。
0:06:55	昭和60年7ページをご覧ください。
0:06:59	変更の理由及び内容ということで、記載させていただいております。変更の理由につきましては昨年夏の許可をもって、あとその後、保安規定変更させていただいておりますけど、
0:07:11	その後3号の設置、
0:07:15	3号埋設設備の構築とかですねその後の埋設廃棄体の受け入れ等、そういったものをですね、保安活動を実施していく中でですね、
0:07:25	組織をより適切な形に変更したいということでございます。
0:07:30	変更の内容につきましては、保安規定自体はですね第8条であったり、職務の記載ですが、こちらであったり、それに関連する組織図、あと別添1ということで募集担当課長参事担当課長みたいなところの記載がございましてそういったところを直してございます。
0:07:46	右の図をご覧ください。組織改正前組織改正後の組織のところ、組織について記載してございます。赤字のところがですね保安規定上はい職員の名称が変わったところでございます。
0:08:00	当間可児ですねこういった職員がですね組織改正前から組織改正後流出かというところをですね、点線で色分けした点線でお示しさせていただいております。
0:08:14	基本的にはですね組織改正前、例えばですね運営課長のところからですね、1体の受入れる時、あと土木課長のところから、青い点線ですけど重点を置いといたところ、
0:08:28	こういったところありますけど例えば操業に関しまして
0:08:34	こういったところにですねそれを一気に集中させると。

0:08:38	いうことを、
0:08:39	になってございますその他ですね施設管理の取りまとめ箇所を統一的な明確にしたりだとかですね、あとPSRですね、こちらの方についても、
0:08:50	例えば前説明部長の参加のところを行ったところに関するような形になってございます。全体としてはですね、埋設運営部長。
0:09:00	そういったところで層状全般を取りまとめるような形、あと3号のですね構築であったりとかですね埋設設備の
0:09:11	こういったところの構築みたいなところを建設課長といったところを置きまして、その上に部長職務、
0:09:18	これですね管理を。
0:09:20	より充実させるといった形になります。あとは埋設技術課長のところからですね費、非常時の措置とかですね、そういったところをですね、センターの外になりますけど、
0:09:33	新たに前回のカフェをそういったところを設けまして、そこに見直せるということで、主にですね、牽制的役割操業から別に牽制的役割のところをですね、
0:09:46	その断面管理課長というところに持たせるという形になってございます。今年の資料を橋田社長オオハシですけれども、
0:09:57	よろしく申し上げます。
0:10:00	はい。説明は以上でございまして、あとは補足説明資料はですね許可整合の記載であったりとかですね審査基準に対する説明となっております。以上です。
0:10:12	はい。その再処理施設の保安関係、個別に今回申請をさせていただきます。8ページからになります。変更内容は9ページとなっております。
0:10:23	今回保全区域の設定をですね一部変更させていただきたいというふうに考えてございます。
0:10:29	理由にありますように、MOX燃料加工処理の研修現場拡張に伴って本来区域の境界の工事が増えてくる。それを考慮して、
0:10:40	現行の保全区域への影響を軽減するためにこれぐらい事務を変更したいというふうに考えてございます。
0:10:46	変更の、ここ、どのように変更するかについては申請書の方でお示ししてございます。
0:10:54	説明はございました。あと説明資料といたしましては、個別の01で事業許可との整合性、それから個別の02で地震時に含む正方形についての説明を、
0:11:06	別紙2でございます。以上です。

0:11:11	はい。資料の1ページからご説明させていただきます。各施設等となっておりますので同じの変更。
0:11:20	見ていただきまして、11ページ。
0:11:22	内容でございますけども、まず一つ目が掲示板会議の議長の変更ということで、保留といたしまして、この各社のホームページ、復興における日本会議議長を副社長これ安全担当を、
0:11:34	定めておりますが、これを分担見直しのために、
0:11:39	副社長安全担当から安全総務部長に影響するというようにしております。
0:11:44	植木につきましては、工場の情報であります。会議の審議事項恒設の中で、議長の変更ということを反映させていただいております。
0:11:53	これは2点目としまして、役員等の安全確保の実施責任者の明確化ということで、これまで保安規定におきまして、臨時総会ですが、役員や公園の安全、安全確保、教育の実施計画を定めて表示させることとして記載しております。
0:12:07	これにつきまして、約9ページを明確にするということから、管理本部長のチェックとしての教育を実施するというを、情報に記載するというを組み合わせて、本日審議事項等から、
0:12:20	その規制を活用するという改正等、内容の変更を持っております。
0:12:24	これにつきましてはイソコンマティスポン酢というものが、各組織の全社部門としての所、事業部の上位にあることを、と合わせと、この町からこのちょうど役に立っているため、
0:12:37	メディアの業務として、それが見直されるシステムに係る業務を考察して、衛星情報ありますので、こういったところの役割を踏まえて、金さん会議長及び役員数の安全とかいうふうにして検討できないというふう
0:12:50	に考えている
0:12:50	このこの内容につきましてはグループ説明資料の全社共通の01
0:12:57	0%施設の
0:12:59	に反映してる内容を作成しておりますけども、その中で、その変更の妥当性をご説明させていただいて、
0:13:06	説明は以上でございます。
0:13:08	はい、日本、日本のところでございます。日本原燃から説明。
0:13:16	はい。井関オオハシです。
0:13:17	質疑に入りますけれども、途中で退出する者がいうことから過去の6ページ7ページの毎月
0:13:29	施設の方から確認を行いたいと思います。それでは、規制庁から質問のある方お願いします。

0:13:36	すいません健診部門の菅生です。ちょっとこの後でなければいけないので、
0:13:43	ちょっと先にやらせてもらいます。江藤7ページD、今回組織変更するってということで、
0:13:52	その理由が保安活動の着実な実施のためってということで全体としてそういう理由で、うん。変えるってのはわかったんですけども、
0:14:04	そもそも今の現時点での組織でどう、どういう
0:14:10	3号埋設とか建設する中で、建設していく中でどういうその、
0:14:16	今課題があって、どういうふうにするかっていうことで変更しようとして、
0:14:23	だからこの改正後の体制にするんですけどってところがちょっとわからなくてですね。
0:14:29	例えばその埋設技術課長のところから非常時の措置だけは、今回安全品質、
0:14:36	保証部長のものと安全管理課長のところに持ってくるってことなんですけれども、何でこういう考え方なのかとかですね、あととも土木課長のところで、埋設設備から覆土まで一気にやってやったと思うんですけど、
0:14:53	この充填から大井についてはこれは建築、建設ってことではなくても運営だっていう、そういう組織体制にするってことなんですけど、
0:15:05	ちょっとここら辺なぜこういうふうにするのかってところを、
0:15:10	ちょっと説明をいただきたいんですけども、すいませんちょっと時間がないので、
0:15:17	ちょっとざくつとでもいいんで、まずちょっと手短かに説明いただいてもいいですか。
0:15:24	はい。埋設の古田でございます。まず今回操業を、とですね3号設備の構築といったところをですねそれぞれしっかり
0:15:35	谷井さんをですね部長の管理スパンとしてしっかり分けてですね、今までセンター長だけだったところをですね、よりきめ細やかな管理をするために部長酒匂井手でございます。
0:15:47	その前に説明部長の方が操業関係で、
0:15:49	あとは埋設建築部長の方が挨拶設備の構築、3能勢のところですね例えば検討会してその操業は多分覆土といったところ、
0:16:00	といったところをそれぞれの管理下にしっかりきめ細かく管理できるようにということでございます。安全活動の管理課長のところは、センター側ですね操業に、からですね一歩引いた牽制的な役割ということで、
0:16:15	非常時の措置みたいなところを外に出したと、そういった考え方でございます。以上です。



0:16:21	規制庁の菅生です。衛藤。
0:16:25	あれですね非常時は伊勢通の運営とか、あと建築も含めて全体的に見なければいけないということで、外に出したってということなのかなと。
0:16:36	わかりました。いずれにしてもですねちょっとそこら辺の考えが、この資料から、あとは申請書とかカラムが、ちょっとわかんないんで、
0:16:49	資料とかでですねちょっと、
0:16:52	ここにどういふその、先ほども申しあげましたけど、どういふ課題があつてどういふふうにし、するのかつていふのを、トン整理していただきたいなつていふのとそれを前提に、
0:17:05	今までの各課長とか部長の職務がちょっと、
0:17:11	しっかりと、
0:17:13	すべからく受け継がれてるのかつていふのが、申請書とか見てもですね、すいません、先に渡つて、整理をすれば私の方で案、今わかるかもしれないんですけど、
0:17:26	何かわかりやすくですね職務とかあつてその
0:17:31	職務以下の保安規定で定めてるそのそれぞれの規定の行為ですね。
0:17:36	その行為者がちゃんと変わつてるといふのを、わかるような資料を作つていただけないでしょうか。
0:17:46	埋設の古田です。そうしました。
0:17:49	はい。
0:17:50	あとそれからちょっとこれ確認までなんですけれども、今回の表1で、その文書体系の見直しで
0:18:01	文書名が変わつたりとか、あとは統廃合されてたりとかつていふのがあつてと思うんですけど、ちょっと細かい確認で申し訳ないんですけども、
0:18:11	申請書の、
0:18:14	何ページがいいかな。
0:18:16	別添の27分の2ページで、
0:18:19	江藤事業部長の廃棄物埋設室法案教育実施要領がきよ、教育訓練要領になつて、変更理由が組織改正に伴う業務所掌の再編に基づく文書体系の見直し。
0:18:34	で、
0:18:35	書いてあるんですけども、事業部長については、組織改正しても基本的には所掌するものは変わらないと思つてるんですけど、
0:18:47	これはあれですかね、単になんか名前変えましたつていうぐらいのレベルの話でしょうか。
0:18:57	埋設の古田でございます。

0:18:59	ここはですね組織改正でございます。対応しまして保安教育の所掌箇所も変わりますんで、それに合わせてですね今回運用会計が当然部署が統廃合されたりですね分かれたりするところもございますので、
0:19:14	文書体系を見直す中にあたってですね、保安教育についての文書体系のところも若干見直しでございます。そういった意味で、文書自体がどういう体制にするかも顔の関係で変わっております。
0:19:29	その横の事業部長というのは、制定者ということで決裁者を書かせていただいておりますので、そこは事業部長で変わりございません。以上です。
0:19:37	わかりました。決裁者だからですね、保証しました。
0:19:41	あと衛藤。
0:19:46	上から123Ⅳ、56、6個目の廃棄物埋設施設。
0:19:53	五名の廃棄物埋設施設埋設管理要領で、
0:19:58	24条が抜けたのは先ほどの、
0:20:02	24には作業管理の話なので、
0:20:05	編改正後の下から5個目の廃棄物埋設施設。
0:20:13	施設管理要領の方に、こっちは移動されていて、
0:20:18	もともとの廃棄物埋設数管理要領に20条が加わるのは、さっきのその土木関係だったもののうち、
0:20:31	何だっけ。
0:20:34	この10点から大井の条文はこっち側に移動させたから20条に加え、二条がこっちに加わってるっていうそういう理解でいいですかね。
0:20:44	埋設の古田です。おっしゃる通りです。
0:20:47	わかりました。
0:20:48	それから絵とか原稿の方で下の方見つつう、赤くなってるんですけど、基本的にはそれが、廃棄物埋設施設、施設管理要領というのにまで全部
0:21:02	くっついてるっていうそういうことですかね。
0:21:07	伊勢信田です。おっしゃる通り施設管理に関して文書統合しております。
0:21:12	わかりました。
0:21:13	じゃ、ちょっと埋設の関係で次、今日確認しさせてもらいたかったのは委員長です。ちょっと先ほど申し上げた、ちょっと資料の整理等、よろしく願いいたします。
0:21:29	はい、承知しました。
0:21:35	同じことではあるんですけど、全般にですねこの後ある前、全社共通のことも含めてなんですけど、変更します。

0:21:45	だから、保安規定変更なんですっていうだけになって、大元の変更何をするのっていうのの説明がないんで、
0:21:55	実情がわからないんですね。
0:21:58	なのでその点を踏まえて整理をしていただくということだと思います。そのあたりですね、特に
0:22:08	埋設については、形式的な補足しかなくて、そういう説明ができる補足説明資料というのがないのが非常に残念でした。
0:22:21	3号建設もあって業務の内容に応じて整理をしたということは理解をするものの、先ほど菅生からあったような、
0:22:33	細々としてですね、どうしてるのか。
0:22:36	ということが明確なので、対応よろしくをお願いします。で、
0:22:44	その中で、
0:22:47	組織替えとは違う趣旨で、とかいうようなことだったりいろいろと
0:22:53	細々考えていること、例えば事業間の整合だったりですね、という記載の適正化って単に書いてありますけどそれぞれの意味合いがあるかと思えます。そういったこともちゃんと資料でわかるように整理をしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。
0:23:12	成瀬古谷。承知しました。
0:23:16	関オオハシですけれども他マーケットに関して質問等はないでしょうか。
0:23:23	はい。なければ進めたいと思えます。これで菅生の方は退室します。
0:23:28	それに続いてですけれども、パワポ資料の10ページ11ページの、
0:23:34	品質、安全保安会議に係る変更について、
0:23:40	質疑をしたいと思えます。では、質問のある方をお願いします。
0:23:46	規制庁の清水です。福士の方から、今回その全施設で変更されている皮膚癌。
0:23:54	この変更について、
0:23:55	さしてください。
0:23:57	藤。今回、藤議長を変更されたということで申請書の変更の理由にも書いてありますが、役員の業務分担の見直しに伴って変更されたということですが、
0:24:11	そもそも今回、体制を変えた理由とか、等、またこれまで構築していた体制に悪影響はないのかという点に関連して幾つか、ちょっと順番に事実確認させていただきます。
0:24:24	まず一つ目で
0:24:26	これまで議長を務められていた副社長のカッコ安全担当は藤品質本会議の議長として、どのような役割を務められていたのでしょうか、説明をお願いします。

0:24:42	日本エヌクロイシです。まず安全品質保安会議の議長としまして、ポジションファイルの目的でございますけども、
0:24:52	ぜひまだ審査かかる活動というか施設の保安公園及び防災活動に関する重要事項、これに審議を行う会議といたしまして、本会議の議長として行って、
0:25:03	具体的にはこの審議事項の、をした結果、これにつきまして、最終的な日本結果として、社長の方に報告して、報告する、して、最初の日を受けるということを、
0:25:15	役割をしていないということです。
0:25:20	規制庁吉見です。わかりました。以上です。
0:25:22	はい。
0:25:23	藤山下と今回品質保安会議の議長から副所長が外れられて安全品質本部長が議長になられるということなんですが、今説明された、
0:25:37	審議事項の結果を社長に報告しそこへ聞こえないですけど大丈夫ですか。
0:25:43	規制庁清水です。すいませんミュートにしていました。
0:25:48	今回品質、
0:25:50	キシノ最初からお伝えします。
0:25:53	今回その品質保安会議の議長から外れるっていうこと。
0:25:58	外れるということで、今ご説明あったように議長の役割として審議事項の結果を社長に報告し指示を受けるといった、そういう役割等は問題なく品質、
0:26:10	杉井議長を務められる安全品質本部長に引き継がれるっていうことで問題ないのでしょうか。
0:26:21	はい。2番目のグループです。
0:26:23	今ましたように、これまでは副社長安全担当になっていた等の役割って、これにつきまして、安全品質を引き継ぐというところに問題ないかということの趣旨といたしますので、
0:26:35	それにつきましては、まだなんで、2本でございますけども、
0:26:39	当社の組織体制上は全社部門として、各事業の真上にありましたので、ありまして、各事業を牽引することができますので、その評価の議長になるってことは、可能であると考えて、
0:26:51	松森社長層厚んていう立場で見ても、遜色ないというふうにとらえている。
0:26:57	それに加えて、まさに素案会議で求められる都度、でございますが先ほどご説明した見直しの目的、これ全国自身が書いてあること、それからご意見が品質保安会議での審議事項の先ほど言いましたけども、水マネジメントシステムかかる。すいません。

0:27:13	規制庁コサクですけど。はい。すいません今日文字起こしなんですよね。
0:27:19	はい規制庁を示します。今日は文字起こしになってます。
0:27:23	はい。補足です文字起こしするので、は、早口だと多分拾い切れなくなると思うので、ゆっくり丁寧に説明してください。
0:27:33	その上で、言われていることは書いてあることなので、特に説明は必要なくて、
0:27:41	補足として
0:27:44	説明いただきたくて、
0:27:46	書いてあることは表面づらでしかなくて、本当に大丈夫かということの説明をしていただかなきゃいけないと。
0:27:54	ということだと思うんですね、規定上は確かに
0:27:59	役割を与えていると。
0:28:01	ということなので、
0:28:02	かつ、従来も全社的に見ていたと。
0:28:06	ということなので、技術的能力はあるのだとは思いますが、立場的に変わると。
0:28:13	ということについて、本当に問題ないのかと。
0:28:16	ということの説明だと思います。よろしくお願いします。
0:28:36	あ、ちょっと。
0:28:38	まだちょっと、
0:28:44	うん。
0:28:45	なあ。日本原燃佐藤でございます。
0:28:48	まず、アンビュートも先ほど打田さんからありましたように、1段上は、機能としてやってちょっとやっているからできるというご説明では足りていないということの趣旨と理解してございます。
0:29:00	まず安全総務部長を、これまでの安全品質本部で質問会議の運営におきましても、全社的な観点から、鍛えている全体でない点ということを指摘して必要な改善されてきたと。
0:29:16	いう実績があるということ、また、そのオーバーサイトの機能として必要な改善指示も、安全室改革委員会のご報告であるとかということで改善指示に繋がるような、
0:29:28	次として機能してきたという実績もございますので、色、
0:29:35	これまで副社長が品質今回議長になっていて、今後も安全室本部長にその機能が移ったとしても、
0:29:44	これまでと同様の視点で、きちんと議論がなされていくものというふうにご考えてございます。

0:29:56	規制庁、上條でございます。はい、規制庁ありシミズです。ありがとうございます。
0:30:02	議長。
0:30:06	混合議長務められる品質本Sを必須。
0:30:10	安全品質本部長も、これまでの実績があったということで、
0:30:16	議長としても問題なくこれまでの副社長の役割を引き継がれるということで、概ね理解しました。
0:30:25	ちょっと続いて、逆食うのちょっと、
0:30:30	点についてちょっと確認させていただきたいのですが、
0:30:34	今回の安全品質本部長が藤議長になられることで、
0:30:44	申請書をカラー
0:30:47	で読むと、申請書によると、ちょっと安全品質本部長はちょっと委員からの役割を削る形になっているようにも見えるんですが、
0:31:02	ちょっとその辺、安全品質本部長が委員会から外れて部としての意思表示をどう対応するのか、それに、
0:31:12	そういった問題ないのかっていった点についてちょっと説明をお願いします。
0:31:17	はい。日本原燃佐藤でございます。
0:31:20	まず、安全品質本部長を議長と据えたことによりまして保安規定では安全品質本部長の機能が担ってきた役割が見えない。
0:31:31	記載となっておりますが、社長が選任する委員ということで、安全品質本部には、副本部長が
0:31:39	いますので、その副本部長を社長が選任する形をもって、新保安会議におけます、技術本部、本部長が担った役割を維持するということを考えてございます。
0:31:51	これによって、その下、第3項の(3)のところの通りでございますして、必須メンバーとして記載してございました朝日事務部長が抜けるっていうふうに見えますけれども、
0:32:03	こちらにつきましても社長が選任する委員。
0:32:06	そして安全技術本部副本部長が必ず確認するといったことで、チーフメンバーと同様の扱いをするということを、社内規定の中で、いずれも明確にしたいと。
0:32:17	いうことを考えてございましてそういった整理の中で、こういった申請を書の記載としてございます。以上です。
0:32:25	規制庁吉見です。衛藤わかりました。衛藤委員としては
0:32:30	副本部長を、所長が選任した委員として置くということも社内
0:32:35	規定で、

0:32:37	読めるようになっていいますが今回その保安規定では明確になっていないのですが、その点はどのように対応されるのでしょうか。
0:32:49	今までサトウでございます。
0:32:52	今内に設置しました通り、社長が選任する委員をもってということで、まずはこのす。
0:33:00	この記載で読みまして、
0:33:04	技術本部、副本部長っていうことの記載は、今、しないことで考えてございました。
0:33:11	以上です。
0:33:13	規制庁の河崎です。今の点でお聞きしたいんですが。はい。東海処理でいうと、20条、
0:33:20	の第3項の(3)のところで、
0:33:25	会議の審議事項であって緊急の処理が必要な場合というのは、例えばその、
0:33:31	持ち回り各委員の持ち回りによって、会議の審議を行うというような規定があって、
0:33:37	これまでのところは、そういった委員の過半数というような規定で運用されていたところなんですけど、
0:33:45	当然、こういった委員の持ち回りというところには、品質に関する部分の判断も当然含まれるであろうと。
0:33:55	思っていたんですが、その点についてはいかがですか。
0:34:00	はい根井佐藤でございます。まずご質問趣旨はもちろん審議決定に関して安全品質本部長、
0:34:10	主幹になった機能で確認するものが確認する視点が抜けてしまってる意味ご意見と理解いたしました。
0:34:17	これにつきましては、この規定の趣旨でいきますと、必須メンバーといたしまして事業部長計画部長核燃料取扱主任者のほか、それすいません。
0:34:29	事業部長、生活部長、主任者を含む過半数の委員ということで、室メンバーといたしましては事業部長計画部長主任者とこれまではしない副本部長だと。
0:34:40	本部長を記載してございまして、を含むカバーするというので、この大窪の過半数の中に安全品質本副本部長も含まれて2人でございまして、
0:34:49	ただそのご指摘の通り、その比率メンバーであるということが明確にありますので、そこ、その点につきましても、
0:34:57	社内規定の中で明確にして、必ず、持丸さんについても、ぜひ本副本部長がいるということを明確にすると、いうことを考えてございます。

0:35:08	以上です。
0:35:09	規制庁カワラサキです。今の説明で1個わからないところがあって、今の規定の仕方だと、過半数の飯野ということで、その委員の中に、
0:35:20	安全品質本部長は含まれているかいないかどちらでしょう。
0:35:26	含まれています。はい。
0:35:29	もう一度お願いします聞こえづらかった。日本原燃佐藤でございます。含まれている。
0:35:35	含まれております。
0:35:36	だから、安全品質本部長は、
0:35:40	すいません、従前もいいんだっし、変更後も委員だったと、そういうことなんですか。
0:35:48	今までの分、すいません、規制庁コサクです。ちょっと
0:35:54	私の理解はちょっとよくわからないところもあったんで、
0:35:59	挟ませてもらいましたけど、
0:36:01	ここで書かれている、を含むと言っている前の人たちは、過半数であればいいわけではなくて、この人たちは必須であると。
0:36:12	それ以外の委員については過半数、
0:36:16	であればいい。
0:36:18	その過半数の数を数えるときにはその前の人たち、
0:36:24	必須の人たちの人数もカウントしますという運用ですか。
0:36:29	はい。日本原燃佐藤でございます失礼いたします今コサク調整官のご理解の通りでございます。
0:36:36	はい。規制庁国分ですそうすると、安全品質本部の代表者というのが、傷から外れるというふうに保安規定上書かれるということになりますけど。
0:36:48	それについてどうお考えになってますか。
0:36:52	はい二本木佐藤でございます。この点につきましては、市、
0:36:57	保安規定上は確かに申し上げた通り、石津メンバーから、石津委員から、
0:37:03	作業されてるふうに見えます。技術ございまして、それについては
0:37:09	下位文書の中で、明確にするっていうことを考えてございます。
0:37:14	以上です。規制庁コサクですけど、そちらは運用は下位文書であるからいいと思われるのかもしれませんが、保安規定って何なんだと。
0:37:24	いうことをどうお考えですか。
0:37:29	日本4名サトウでございます。保安規定に規定している内容は保安活動する事項要求事項として記載されているというふうに理解してございません。はい。



0:37:41	の規制庁日下ですけどであれば、品質安全本部の位置付けっていうのをどうお考えになってますか。
0:37:58	日本サトウでございます。ご指摘の趣旨は理解いたしました。
0:38:05	保安規定上ですね、記載がされていないっていうことはこれまでの要求から後退する形になると思いますので、先ほど社長が選任する委員として、
0:38:17	安全品質本部副本部長を、に、
0:38:21	選任いたしますので、その趣旨、
0:38:24	万年筆本部本部長を明確にすると明確にすることをもって、技術本部が担っている機能が維持されていることを
0:38:35	示すということを検討したいと思います。
0:38:39	以上です。
0:38:41	規制庁コサクです。ちょっとあの横やりを入れた上で申し訳ないんですけど。
0:38:46	規定の変更を考えていただくとしてですね、そもそもでいうと、
0:38:54	これまでの副社長の安全担当っていうのはどうなるんですか。
0:38:58	主す、さらに湯本でいうと、先ほど埋設の方でも話しましたが、この業務分担の見直しって一体何なんですか。
0:39:11	日本原燃佐藤でございます。し、
0:39:15	健康上の理由で記載させていただきました。
0:39:18	業務分担の見直し、変更と言ってますのは、この安全担当としての役割を委嘱事項、副社長から安全品質本部長に移すと。
0:39:30	いったことを考えてございまして、それを多分の変更という役割分担の見直しというふうに言ってございます。
0:39:37	従いまして、今後は、この社長っていう安全担当っていうという委嘱を受けてる方は、約スライドがありまして、その安全担当の機能を根岸本部長にカウントして、
0:39:53	付与するということになります。以上です。
0:39:58	規制庁コサクですけど。
0:40:01	それで言うと、まだ答えが半分にも満た。
0:40:05	気されなくてですね。
0:40:07	これまでは副社長という立場の人が安全をしっかり見るんだと。
0:40:12	ということで原燃が社長じゃないのは若干残念なところはありつつも、
0:40:19	トップマネジメントを効かせるんだという意味表明をされていたんだと思うんですけど。
0:40:26	それーがなくなると、
0:40:29	ということなんですけど。

0:40:36	それは役員としては同等だと思われてるってということなんですかね。
0:40:42	今は、
0:40:44	本部長やられているのは執行役員の方だと思うんですけど、
0:40:49	はい、他にも専務なり常務なりいろいろといらっしゃると思ってて、
0:40:54	そのあたりは、
0:40:55	この組織としてどう或いは社長としてどうお考えになってるんですか。
0:41:00	日本原燃佐藤でございます。
0:41:03	まず品質保安会議の議長を副社長として喜多やま経緯を簡単にご説明いたしますと、
0:41:11	その電車になりますと防災会議がございまして、そのときに、議長として、宣言する際に再編するののかといった議論があった際に、
0:41:21	全社を間を横断してみる組織がその当時、弊社なかったことってこともありましたので、全社を統括するという立場から、副社長が議長を務めてきたということになります。
0:41:34	旭総務部長は先ほど申し上げましたけれども、組織的には、
0:41:41	多分次、電車部門ですので、各事業よりも容易にやるということ。
0:41:45	あと、社長からの期待事項ということでシャツとして、そういった総括業務を担っているという役割を担っていくこともありますので、
0:41:55	こともあります。
0:41:57	品質保安会議そのものは、審議結果について議長から社長に報告をいたしまして、社長、その後最終的な決定は社長が行う、いう会議のものでございます
0:42:10	こうしたことから、議長としては、副社長でなくても、その会議の役割であります等に関する基本方針を決める。
0:42:20	審議できるような会議をしていると、いうことが可能な職位を挙げられていけば良いものと、いうふうに考えてございまして、こういったこともこういったことから、安全品質本部長、
0:42:32	その機能は見られるというふうに判断しているところでございます。
0:42:38	以上です。
0:42:42	規制庁コサクです。その辺りワー
0:42:45	会合でもちゃんと説明をいただきたいと思っております。
0:42:51	元の組織、役員の割り当てっていうのの考えがとてもよくわからないので、
0:42:58	技術的には先ほども私申し上げたようにできるとは思いますけど、
0:43:03	はい副社長が経営企画本部長をやられて、さらに常務取締役が経営企画本部副本部長やられていると。
0:43:14	ということに対して、余りにもレベル感の違う割り当てじゃないのかな。

0:43:20	いう気もします。定期広報本部長も常務執行役員ですし、
0:43:27	事業部長も常務になっている、或いは鮮明になって、
0:43:31	ということなので、そのあたりどういう考えなのかは、す。
0:43:36	会合でご説明いただければというふうに思ってます。よろしくお願ひします。
0:43:41	はい。日本原燃佐藤でございます。今言ったご趣旨を踏まえまして、会合のご説明ではきちんとご説明したいと思ひます。ありがとうございます。
0:44:01	規制庁大橋ですけれども、他
0:44:05	品質保安会議に関して
0:44:08	質問等ありますでしょうか。
0:44:12	規制庁、カワラサキですちょっと、今の議論でもう尽くされているかとは思ひんですけど、ちょっと念のため、聞いておこうかなと思ひんですけど、今お答えいただくことなのか、ちょっと微妙で、
0:44:25	若井5なのかもしれませんが、
0:44:27	そもそも今回の変更理由の関連でいうと、
0:44:31	事業許可の時には、
0:44:33	原燃として安全を最優先しますという方針を掲げられていたかと思ひるので、
0:44:39	そういったところとの、今回移行理由とか、変更内容との関係について言ひて、どのように考えられているのかというところをですね、きちんとお答えいただく必要があろうかと思ひますんで一応不足、
0:44:52	物的にお伝えしました。以上です。
0:44:56	日本原燃佐藤でございます。事業許可時の安全最優先する趣旨との関連も踏まえて、ご説明したいと思ひます。ありがとうございます。
0:45:08	よろしくお願ひします。
0:45:11	補足です。
0:45:13	今の話は結構、かなり
0:45:18	社としての重要な判断だと思ひているんですけど。
0:45:23	そもそも役員人事で言うとうと無取締役会だったり、株主総会だったりというのの関係もあるような気がするんですが、
0:45:32	今回の経過措置は社長の指定する日っていうことになってますけど、どういふ。
0:45:39	判断の仕方になってくんですか。佐藤でございます。
0:45:47	まず、
0:45:49	調査会がおっしゃる通り社内的には取締役会での一部事項の変更手続きを踏む必要がございますので、

0:45:57	その公益性の審査の状況、その施設審査の結果等も踏まえて、必要な時期に社内決定をした上で、
0:46:07	反映させるといったことになりますので、そういった意味で社長が指定する日ということで今記載してございます。もちろんその社長を指定する日には、各施設全施設の審査が終わる、終わらないと施工できないという状況もありますので、そういったことも考慮したものでございます。
0:46:24	以上です。
0:46:27	はい。規制庁コサクです。今の話でいうと、株主総会は必要なくて、取締役会で判断できるってこと。
0:46:35	ですか。
0:46:37	はい日本のサトウでございます。はい。委嘱事項の変更でございますので、その範囲でできるものと考えてございます。
0:46:48	規制庁コサクです。で、その時に、認可等取締役会での審議というのの前後関係はどうなりますか。
0:47:05	日本エヌサトウでございます。
0:47:13	あ、
0:47:14	ちょっと。
0:47:16	少々お待ちください。はい。
0:47:55	はい、日本原燃佐藤でございます。整理させていただいてご説明したいと思えます。
0:48:02	規制庁コサクですわかりました。それで言うと、保安規定変更申請をするという判断の人と、
0:48:11	この取締役会での判断ということの関係。
0:48:15	ということになろうかなと思えますのでその辺り整理をして、ご説明いただければと思えます。よろしく申し上げます。
0:48:23	はい、2番目で等々でございます承知いたしました。
0:48:35	規制庁大橋ですけれども他、指摘する方いらっしゃいますでしょうか。
0:48:42	規制庁志水です。藤。
0:48:45	今回の議長の変更の箇所に関連、若干関連して、ちょっと1点確認させていただきたいのですが、
0:48:54	今回もう1点、変更されてる。
0:48:59	役員等に、の安全に係る教育についてなんですけど、これは安全品質本部長の職務として、責任を明確化して、するような変更されていると思えますが、
0:49:11	一方でこの変更に伴って品質本会議の審議事項の上から、この教育に係る実施計画の作成から、実施まで実施するっていう記載が丸々削除されているのですが、

0:49:29	この定数の実施計画の策定、
0:49:33	薬剤等への安全に係る教育の実施計画の策定などは、土肥質問会議の役割から完全に外れるという理解でしょうか。
0:49:47	はい、そうでございます。
0:49:49	まずこれまでは、品質保安会議が実施させると計画を策定し実施させるという趣旨でしたので、品質保安会議での実施計画の審議をも、
0:50:01	審議をするということと、結果の報告をすると、いうことをもってこの条文の要求事項もあるという説明して参りました。
0:50:10	今後は、安全システム部長の職務として行っていきたいということになりますので、質問会議での審議までは必要ないかなというふうに、
0:50:20	考えてございまして、その趣旨に誤解したものでございます。
0:50:25	規制庁清水です。
0:50:27	それではただいまの説明だと、
0:50:31	実施計画の審議は、
0:50:34	この品質本会議では行わず、
0:50:41	本部長、安全品質本部長。
0:50:45	ベニス本部って行うとかそういうことなのでしょうか。
0:50:51	米サトウでございます。安全品質本部長の承認をもって、役員教育を実施していくことを考えてございます。
0:51:01	以上です。
0:51:05	長シミズです。
0:51:07	テインとこれまでは娘の委員被水員と、
0:51:14	なので／s e c
0:51:17	副社長含めて、審議していた内容が、
0:51:23	安全、
0:51:24	品質本部長。
0:51:26	の承認。
0:51:28	になるっていうことで審議自体は、
0:51:32	審議は行わず、
0:51:35	藤根岸本部長の確認というか承認で、
0:51:39	T a l l っていう理解でしょうか。
0:51:47	うん佐藤でございます。現状その趣旨で考え方を整理して、今回の申請に反映したものでございます。
0:51:57	以上です。
0:51:58	規制庁川崎ですけど、今の点も、さっきの議論と同じだと思うんですけど、これまで安全品質本部
0:52:08	だけではなくて、他の委員であつたりとか、或いは議長、

0:52:13	が、審議していたという機能が、どのように、
0:52:19	聞かれるのかと、いう点について、きちんと説明していただく必要があると思いますので、あわせて答えをいただくようお願いいたします。
0:52:29	ブーゲサトウでございます先ほどの件も含めまして承知いたしました。
0:52:35	はい。規制庁コサクです。それで言うとはですね、
0:52:40	そもそもここの教育の部分がもん。
0:52:44	元の規定って言うのもちょっと置いてたんじゃないかなって気がするんですけど。
0:52:49	教育関連をほかにもQMSの条文のところにもあったり、保安教育という形であったりと、
0:52:57	ということなので、そのあたりの全体像も整理をしてですね、どういう状況にあったのが今後どうなるのかということの説明いただいた方が実態がわかるかなと思いますのでよろしくをお願いします。
0:53:12	米です等でございます承知いたしました。
0:53:23	ぜひオオハシですけれども、
0:53:25	品質保安会議関連で、他省庁から確認。
0:53:30	しゃべる方いする方いらっしゃいますでしょうか。
0:53:36	規制庁コサクですちょっとあの、
0:53:38	保安海域の関係で先ほど経過措置の関係をお話したんですけど、ちょっと話戻っちゃって申し訳ないんですが、濃縮の方、
0:53:50	只野白根埋設の方で、
0:53:53	経過措置。
0:53:57	経過措置というか、
0:54:00	等不足ですかね。
0:54:02	ええ。
0:54:03	施行の日が-30日以内になってるんですけど、他だと10日以内とか指定する日とかになってるんですけど、
0:54:13	これなんで、
0:54:14	埋設だけ30日なのかって何かありますか。
0:54:19	日本原燃埋設の古田です。
0:54:21	また端的に申し上げます一般的に、付則の施行10日というのは存じ上げております。
0:54:28	今回当然組織改正ということで、人事異動後となります。
0:54:34	ということでですね人事異動につきましては、例えば
0:54:38	人の異動になりますので内容を例えば2週間前に出したりとかですねいろいろな手続きを含めると、
0:54:45	まず10日が厳しいというところがございます。

0:54:48	またですね過去のですね原燃内の組織改正、こういった不足をかけたかを確認したところ、
0:54:57	今回新保会議長の変更と同様にですね社長の指定したシートといった書き方をしているケースがございます。
0:55:04	ただですねそういう変更はですね例えば全事業共通であったりとかですねまた、他事業部の保安規定の認可も含むとかですねいろいろ
0:55:15	埋設単独で単独の認可ではコントロールできないようなところもございまして、そこに不足を、いろいろ検討いたしました。
0:55:23	でですねちょっと実用炉側のですね組織改正といったところ去年とか一昨年あたり、
0:55:30	のところを確認させていただいたところですね。
0:55:34	電力の中でですね組織改正を30日と。
0:55:39	いうケース。
0:55:40	が、付則に記載されているケースが何例かございます。
0:55:45	一応過去の時限を確認したところですね昔のですね、
0:55:53	旧保安院時代からなんですけど、付則の書き方例が審査内規という本規定の審査内規の中に実用炉側でございまして、
0:56:02	その中の例として30日という組織改正30日てる災害があったということで聞いてございますので、そういった事例を踏まえましてですね今回30日という記載をさせていただいております。以上でございます。
0:56:20	規制庁コサクです。その意味だと、他の施設でもうそう、組織改変のあるもので等価にしてるものはありますけど、
0:56:31	埋設はず、少し規模的に違う或いは人事的なところで、調整が必要ということで10日では間に合わないのので30日にしてるということで思えばいいですか。
0:56:47	埋設の古田です。そうご理解いただいております。
0:56:53	規制庁コサクですわかりました。以上です。
0:57:03	規制庁お話ですけども、他、
0:57:06	サトウ、
0:57:07	ないようであれば、衛藤。
0:57:10	続いて、濃縮に関して、
0:57:12	確認をしたいと思います。濃縮施設に関して、質問確認事項がある方お願いします。
0:57:22	よろしいですか。はい。
0:57:25	はい。
0:57:29	専門検査はやカワですけども、
0:57:32	補足説明資料について確認させてください。

0:57:36	施行時期に係る補足説明資料を、濃縮個別 04 ですけれども、
0:57:42	その 3 ページの中で、
0:57:46	使用前事業者検査等終了日という、
0:57:50	話を※2*2 で定義しております。
0:57:54	この言葉がですね知ろうで出てくるかという、
0:58:00	出てこないんですよ。
0:58:02	5 ページのところの、ただし書きですけれどもここでは、使用前事業者検査終了後という書き方ステッキ。
0:58:13	あと、この表のところの※1 ですけれども、
0:58:19	施行においてはっていう話で、使用前確認後にして以降、
0:58:25	という書き方をしております。
0:58:27	記載をですね、基本的には統一資料な記載、見直して欲しい。
0:58:34	というのが 1 点と、もう 1 点、
0:58:38	5 ページのこの、
0:58:40	図の中で、使用前確認、※2 というものを、を引いておりますけれども、
0:58:49	本来、
0:58:51	使用前確認は、
0:58:53	原子力規制検査として、主要米事業者検査を、
0:59:00	行った過程において、
0:59:04	工程として焼売確認を行うような行為ですので、今書かれている使用前確認というところは、
0:59:14	本来、原子力規制検査という位置付けになります。
0:59:20	それに伴って、※2 をですね、今、運用要求に係る検査の障害確認は、保安規定認可後に実施と。
0:59:31	されておりますけれども、
0:59:33	ここは、
0:59:35	障害事業者検査に対して、
0:59:39	保安規定認可後に実施するという内容になると思うので、
0:59:45	その辺の見直しをよろしくお願いたします。早川からは以上です。
0:59:53	はい。江藤デマチでございます。まず検査終了添削を終了した方ですね、こちらの方はちょっと統一させて、主に、
1:00:04	中国を修正させていただきます。
1:00:07	5 ページの方の五名の住宅について、ご指摘のあった通りですので、
1:00:15	ていただきます。以上です。
1:00:18	規制庁早川ですよろしくお願いたします。
1:00:24	はい。



1:00:34	規制庁のカワラサキです。ちょっと今のに関連してお伺いしたいんですな。
1:00:40	濃縮の今回の申請では、施行期日の中で、
1:00:48	ここの第3項というのを示されて、
1:00:53	おりまして、その中で、経過措置といいますか、
1:00:59	変更されるまでの過程の段階で、どの規定が適用されるのかというのを、この資料で提示されていると思いますが、
1:01:08	ちょっとまず議会として確認したいんですけども。
1:01:12	申請書でいうと、5ページとかに、
1:01:16	当たりますが、
1:01:19	ここの、僕の引用してる箇所ですね、経過措置のところなんですけど、
1:01:24	長前事業者検査等の対象の中で、工事の制約がないものについては、基本的に新しい規定を適用、
1:01:33	聞くんだと。
1:01:34	制約あるものについては、使用前事業者検査等ですね先ほど確認の終了とかそういった議論がありましたけど、そのあとに適用すると。
1:01:47	いうことを言っているんで、それまでは従前の例によるという、こういう基本的な考え方という理解で、
1:01:54	よろしいでしょうか。
1:01:57	はい。日本原燃デマチでございます。江藤。お話いただいた委員会の通りでございます。以上です。
1:02:06	町長、河崎です。ここまででは何となくわかるんですが、一方で
1:02:13	施行期日の3項目のところ、ただしと履くところがあると思います。
1:02:19	ただ1つなぐところの、
1:02:22	ところがどう書いてあるか。
1:02:26	というと、まず先ほど
1:02:31	言ったように基本的には、ここでなお従前の例によると言った後で、その付則の第3項を適用するものが適用するものとして、
1:02:41	飛ばしてますよとあるのですが、
1:02:45	そこの付則の第3項に飛ばすものと、飛ばさないものとの分け方。
1:02:52	の考え方をちょっと教えていただけないでしょうか、
1:02:57	はい日本原燃デマチでございます。保安規定の各条項の中で、今回、
1:03:04	資料が事業者検査等に係る設備だけが記載されている条文と、あと、記載を適正化みたいな形で、その情報を直すところが存在してるものがございます。
1:03:17	混在してるものに対して、正しいかっていう方で、
1:03:21	江藤駅清%。

1:03:23	行った業務で、その費用が事業者検査から完了するまでの間はそれを適用するというので、形だけを書かせていただいております。
1:03:35	これはちょっと受長老の方の施工事例の方もこのような扱いをしてるのがございますので、それを参考に対応することで、
1:03:46	適用するように考えてございます。以上です。
1:03:50	規制庁川崎です。混在してる箇所について、ただし書きでケアしてるというのはわかりました。個別の04の資料でいうと、
1:04:01	この辺りが8ページ。
1:04:04	の表のあたりで示されているかと思いますが、今言ったが条文ごとというような、
1:04:11	言葉に聞こえたんですが、どの単位の
1:04:14	まとめりとして、混在してるしてないの判断をしてるのかをちょっと教えていただけないでしょうか。
1:04:22	現在でございます。藤堂纈纈の04号、8ページ以降に、5月でございますけれども、例えば8ページの一番下、24条、
1:04:37	すいません、23条。
1:04:40	23条につきましてはカスケード設備の運転条件の削減につきましては周回事業者検査が必要となりますので、これは
1:04:49	その障害確認が終わった後に適用させさせるということで、3番目の方にマルがついていると。
1:04:58	その他運転条件の安全委員会の藤の記載適正化だったり、診断名称の記載適正化っていうのは、使用前事業者検査と関係なく、
1:05:11	変更できるというふうに考えてございますので、都丸愛奈認可後10日以内、
1:05:17	の方に、その部分については適用させるというところで、
1:05:22	使用前事業者検査が終わるまでの間は、23条で言いますと、二つのポツが適応して、上のポツだけが、従前の現金という形で、
1:05:36	そちらを付則の方の別紙という形で示させていただいております。
1:05:42	以上です。わかりました。規制庁からつまり、今言ってるのが混在してるパターンの一つとして例示されたということで、やっぱり上の単位で混在してるし、内容こういった表で整理して、
1:05:55	混在しているパターンで、その規定を、の適用の仕方が複雑になっている場合は、付則で、丸々飛ばすというような形で、
1:06:06	やっていると。一方で、混在していないパターンについては、そういった処理を行う、なくても、例えばなお従前の例によるという規定に、その条文ごとに、
1:06:17	事飛ばすというのができるということで、特にそこには書いてないという理解になったんですがそれでよろしいでしょうか。

1:06:27	はい。衛藤。日本原燃上松でございます。衛藤。
1:06:31	制約を受けないものに対しては一番最後の3、足の接触の3項の作業で、
1:06:39	当業務については、今私が聞いたかったのは、契約が受けるものうち、条文丸々が該当するものがあったとしたらそれは、わざわざ付則に飛ばせなくても混在してないので、
1:06:55	第3項の規定の方が載ってて、すいませんコサクです。河崎さん多分用語が間違っていて、規則の別紙に飛ばすことなんですよ。
1:07:05	そうですそうです。すいません。
1:07:07	この趣旨でした。
1:07:10	はい。日本原燃デマチでございます。そうです。そういうことにつきましては定修飛ばさ脱2足の3、
1:07:17	の全学的をして、
1:07:20	検査終了までの間はずでいろいろというのを徹底させるということでござい
1:07:25	以上です。
1:07:27	町長、荒田です。今のお話で大体私としては理解できましたが、多分その場単位で、塊の混在の有無判断とか、そういったところが多分、
1:07:39	前提情報として、ただ、補足していただく必要があるのかなとは思いました。またですね、
1:07:48	先ほど前提情報と言ったんですが、もともとの菊どこか使用前事業者検査等の
1:07:55	対象にあたり、そのうちのどこが制約があるのかというのを、
1:08:00	は、この補足資料等で、
1:08:03	示されているのでしょうか。
1:08:07	要するにその結果としては出されていると思いますけど、もともとの規程のこの部分が、というような切り分けがまず最初にあったかと思うんですが、その部分はこの資料で読み取れるものでしょうか。
1:08:21	はい城日本原燃間瀬でございます。その状況の中のどこが商売検査に該当するかはちょっと、こちらの資料では今現状、支援するできてなくてその件、
1:08:32	私はちょっと見せてないので、その方の情報が、
1:08:40	規制庁河原木です。わかりました。その前提があれば、この資料としても、理解できるものになるかと。うん。今、その分でよろしく。
1:08:48	お願いします。
1:08:51	規制庁補足です。

1:08:53	その点で、同じくわかるようにっていうことなんですけど、工事や運用上の制約がない事項っていうのはどういう意味なのかっていうのがよくわからないと。
1:09:06	ということで、付則の用語と、今言われたその種別ですね。
1:09:13	が一リンクするように、言葉を整理をしてまとめていただければなど。
1:09:21	で、
1:09:23	実用炉で前例があったということではあるんですけど、
1:09:27	普通に考えると規程っていう言葉は、条文、
1:09:32	単位ということではなくて、それぞれにない定められている内容ごとのことを言うんで、
1:09:40	第3項の柱書きだけで十分読めるんですよ。
1:09:45	と言いつつ、
1:09:47	この用語だけでは、じゃあどれなんだっていうのがわかりにくいので、明確にする必要があるということは、
1:09:56	いい方向だと思うん
1:09:59	ですけど。
1:10:01	そこがどういう規定であるのがいいのかっていうところは、整理をしていただければなというふうに思います。で、
1:10:12	特にですね今回ただし書きなので、ただし書きだと本文のは、その前の文章を否定する形の、
1:10:21	言い方なので、
1:10:23	補足なりではないんですよ。
1:10:27	ていうのはあれですかね。
1:10:30	文字としては、その元の文章の規定っていうのは条文単位だと。
1:10:36	ということからすると思うと、条文単位ではなくて、そのうちの部分的、
1:10:43	運用するんだということ等での否定でただし書きっていうことなんですかね。
1:10:52	はい。日本原燃上松でございます。今の小澤さんのご理解でして、ただし書きについては条文の中の、
1:11:02	こういう個別表現というかそちらの方を意図して、何も書いてございません。以上です。
1:11:11	規制庁佐古です。認識はわかりました。
1:11:16	先ほどの保安会議の方で、
1:11:20	汚染についても検討されると思いますので、このあたりももし、そういった辺り誤解のないように書けるようであれば検討いただければ、
1:11:28	いうふうに思いますけどいずれにしてもまずは内容整理をして

1:11:34	進めていただければと思います。以上です。
1:11:37	はい。2目デマチまだちょっと整理させていただいて、二つ資料、まず、4、4の市場的、技術に反映させていただきます。
1:11:55	規制庁大橋ですけれども、私から少し確認をさせてください。
1:12:00	この
1:12:02	ノース個別04の3ページの部分の勝利ポツ(1)の②の部分ですけれども、
1:12:10	こちらの方で、衛藤。
1:12:13	所長が指定する日よりということで今、記載されていますけれども、ちょっとこれ例えばという話なんですけれども、
1:12:21	株主総会とかで当間社長が否決されたとか、そういった場合とかっていうのはこの辺の機会っていうのはどういうふうになる。
1:12:31	どういうふうを考えればいいんでしょう。
1:12:35	はい。日本原燃デマチでございます。こちら先ほどの会議のところの、田部医師へ、保安規定に反映させた意思決定との関係性を、
1:12:48	自動整理させていただいて、
1:12:51	その上で、こちらのもう全く適切かどうかというのを判断させていただきたいと思います。以上です。
1:12:59	すいません。よろしくお願いします。
1:13:02	あとこの後で、細かな点で確認なんですけども、この通しの5ページのところで、
1:13:10	この表が、衛藤。
1:13:12	図がついてますけれども緑色と、
1:13:19	黄色の、その矢印があってこれ制定から間瀬認可とか制定からこう矢印が延びてる感じになりますけれども、これは
1:13:28	施工位置というものが近いんで、
1:13:33	こういうふうに見えるわけじゃなくて実際はこれ、施工時とかからその矢印伸びてるというふうに、
1:13:39	考えていいんでしょう。
1:13:43	はい。日本原燃蒲池でございます。すいませんワープロちょっと適切に表現できてないですけど、施工位置から、
1:13:51	事業と緑のやつを勉強されるという、以上です。
1:13:55	指令書。
1:13:56	以上です。はい。
1:13:59	微妙ではありますが、
1:14:02	集計した方がいいと思いますのでよろしくお願いします。
1:14:05	他の端くれ衛藤質問等ありますでしょうか。

1:14:12	ちょっと私からですね。はい。お願いします。
1:14:16	いや、どうぞさっきの。
1:14:18	はい。
1:14:20	私からですけれども、
1:14:22	一応、パワーポイント資料の算定ですけれども、
1:14:31	パートの4ページ目ですけれども、
1:14:35	ちょっと確認したいのが、一応その、
1:14:38	こちらで、
1:14:42	実施部門とレビュー部門、磯いうのが書いてありますけれども、
1:14:48	基本的に事業許可と設工認策定っていうのは、施設計画課と、
1:14:54	いうことになると思いますけれども、
1:15:00	事業許可の方は運営実施部署が運営管理課で、その設工認の方は、実施部署が施設計画かというふうに今、異なっているんですけれども、
1:15:10	この辺、
1:15:11	考え方を教えていただければと思います。
1:15:17	日本原燃山本でございます。こちらの方はですね流下の方に関しましては現行の設定部署は施設計画ではございますが、
1:15:28	これは全体の保安規定の方で、以上で運営課の方で
1:15:34	営業部からの反映事項として、1回整理した出席がございますので、それを踏まえて今回の六つを見直しという形で実施したということで、
1:15:47	統一的に出すためにまずは運営課でやった上で、施設計画課の確認を受けるというやり方をさせていただきまして、設工認の方は
1:16:00	作成部署の施設現場の方で実施するというところで、やらせていただいたところ、河野というやり方をちょっと違いが出てきております。以上です。
1:16:12	はい、わかりました。
1:16:17	でも関連してですけれども、この個別の01の4ページ目ですけれども、
1:16:28	4ページ目の表があって、
1:16:31	①の-1のところですが、
1:16:35	この作業っていうのは、基本的に
1:16:39	衛藤。
1:16:40	保安規定2回に分けて今回2回目ですけれども、1回目のやった作業と同じことをやってるということです。
1:16:50	うん高本でございます。1回目のときも、そういうような言い方をしているんです。
1:16:56	以上です。同様ということですね。はい。

1:16:59	わかりました。
1:17:05	パワーポイント資料でこの5ページ目ですけれども、
1:17:11	5ページ目の、この3ポツ変更の内容の中に、二つポツがあるんですけれども、
1:17:20	最初のポツに関しては、
1:17:23	これは
1:17:27	埋設とか、その再処理とかにも関わってくる話ではあるので、もうそっちの方の7ページ、9ページ目には、特に
1:17:36	ない。
1:17:37	ものなので、全体にかかるようにちょっとしていただければと。
1:17:43	べきかと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:17:49	藤デマチでございます。既存会議等、体制との整合に関わる事項につきましては、二つ設備、違い。
1:18:01	全部A部に変更してますので、
1:18:07	どちらのパワーポイントの方にも、そちらの方がわかるように記載をさせていただきます。
1:18:16	はい。よろしく申し上げます。
1:18:21	すいませんコサクです。
1:18:23	それぞれ書くっていう方向もありますけどそもそも目次で、その案件は4番でやるよということであってそれ以外の変更内容についての説明だと。
1:18:33	思え
1:18:35	をもって私しゃべってたので逆に書いてる方が変かなくなっていう気もしたん。
1:18:39	ですよ。いずれにしても整合をとって、
1:18:41	整理をしてくださいということだと思います。
1:18:46	ちょっと前の資料を修正させていただき、
1:18:54	はい。
1:19:00	あと少し
1:19:04	補足説明資料で、また、確認することはあると思いますけれどもちょっと気づいた点で何点か、
1:19:12	にしたいと思います。個別資料の01ですけれども、
1:19:20	01の、
1:19:26	この4ページ目、当初の4ページ目ですけれども、
1:19:35	まずは、

1:19:36	ステップの作業ステップというふうには書いてあってその②-3の部分ですけども、そこでことで、ステップ②-1って書いてありますけどこれ-2の、
1:19:48	正しくは約2%。
1:19:56	うん。
1:19:56	人が出てます。
1:19:59	大変失礼しました。大きいですね中で、
1:20:02	正しくは0日です。
1:20:04	はい。同じくちょっと誤記と思われる点
1:20:10	伝えておきたいんですけども、7ページ目、通しの7ページ目ですけども、
1:20:18	この吹き出しみたいな形で上のところにステップ②-3というふうに書いてありますけどもこれが-2位かなということと、あと下の左、下のところにステップまで1も。
1:20:30	-4って書いてありますけども、これが002-3。
1:20:35	んかなと。
1:20:36	もし
1:20:38	考えられるので、確認の方をお願いいたし。
1:20:41	いければと思います。
1:20:45	はい。日本原燃デマチでございます。ちょっともう一度、資料の方、大学、
1:20:50	適切に修正いたします。
1:20:54	はい。私からは以上ですけども、他、
1:20:57	お願いします。すいません高橋ですけど。
1:21:01	よろしいですかね。はい。
1:21:04	ちょっと今の動きのは、と同じ同じ話、ちょっと今の01の資料の4ページのところなんですけど、
1:21:10	先ほど確認があった
1:21:12	実施部署の関係で②のところなんですけど、
1:21:15	2-2のところは運営管理課になって井野さんが施設管理委員会なんですけどこれ逆じゃないかと思うんですけどちょっとそこ確認いただけますでしょうか。
1:21:31	それから先ほど説明あった、
1:21:33	その確認のところ、と合わせるとですねそう逆のような気がするんだったらいかがでしょうか。
1:21:38	はい。日本原燃和智でございます。失礼いたしました。後、



1:21:55	安倍当間江島でございます。②、ステップ0につきましては、江藤施設計画からまず抽出するのは、①、
1:22:07	になりますので、戸張の3名は、進め方運営会失礼いたしました。修正いたします。
1:22:17	よろしくお願いいたします。
1:22:21	以上です。
1:22:25	他、
1:22:26	あればお願いします。
1:22:34	あれ、カワラサキさんないですか。
1:22:38	規制庁川崎です。1、
1:22:41	お伝えしておきます。ただ、
1:22:45	中身の話はちょっと今後の確認もあると思いますので、パワーポイントの資料の、
1:22:53	右下の5ページのところなんですけど、ちょっと表現だけかと思うんですけど、①に関し、
1:23:00	てなんですけども、
1:23:02	まずこれは設工認で、
1:23:05	いや、設計をうたっていたものを反映ということなんですけど、インターロックに係る事故、削除という説明というよりかは、
1:23:15	一部の規定が削られるということだったかと思うので、もう少し正確に表現していただいた方がよろしいかと思います。インターロックのかい。
1:23:26	回路がですね運転実績を踏まえて変更されたというのに合わせての、今回の保安規定で結構だと理解してますので、その点いかがでしょうか。
1:23:37	はい日本原燃デマチでございます。今、ご指摘いただく2の対応してございますので、表現の方は直接直させていただきます。以上です。
1:23:48	規制庁河辺です。あと1点だけ確認だけなんですけど、⑤の適切とか、化学物質防止と台風等については、一応許可の段階で、ある程度約束事項としては、
1:23:59	明確にしたような気もするんですけど、前回分で改正しなかった箇所というのは、設工認一般の関係もあるかと思いますが、
1:24:10	どういう訳になっているかという、ちょっとそこだけ確認のため確認させていただきます。
1:24:24	形状に挙げてましてございます。こちらの方設工認の方で、
1:24:31	経営管理部であったんですけども、その方で、具体的に積雪と道具をやるだとかっていうのが明確になってるので、今回改めて事象を明確対応するという所で確認してきてさせていただいたというところでございます。

1:24:49	上坂小河原です。だから、一応建屋の設計とかそういったところも踏まえて、今回にまわしたと。
1:24:57	ということで理解しました。
1:25:00	一方でちょっと他施設と並びを取る変更というのは、この
1:25:06	⑤に関しても含まれているのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。
1:25:10	小坂です。ちょっとその点だと、
1:25:13	補足資料にあるのかないのかとかも含めて説明。
1:25:24	はい。衛藤委員県デマチでございます。直接、今の積雪等につきましての対応につきましては、説明資料の
1:25:33	⑤番。
1:25:35	で、ご説明させていただいてございます。
1:25:51	すいません。ちょっと解析数に関しましては、ワーキングにつきまして是最初維持、再処理施設の方にもございましてそちらの方、
1:26:03	分娩等につきましては、
1:26:05	参考にさせていただいて、構築していると、あと、対応については、最初に、後からちょっと違いますので、情報で先方に明確にされた対応を記載してございます。
1:26:21	以上です。
1:26:27	すいません規制庁コサクですけど、今の説明、補足説明使ってないですよね。
1:26:33	何のために補足説明資料作ってんだっていう感じがするんですけど。
1:26:39	パワーポイントで説明するっていうのは、介護そのポイントだけを明確にするようにということで作っているのであって、具体的には、
1:26:51	申請書でまずちゃんとするんだしそれを補足説明資料として現役しっかりと説明いただくと。
1:26:57	ということで資料作ってるんだと思うんですけど、何で補足説明資料で説明いただけないんですか。
1:27:05	うんまず、非正規で御説明資料⑤番の方で、3ページ目通しの3ページ、それにつきまして、
1:27:16	今回反映するものとしまして、
1:27:20	各事象時提供してございます。それが、この辺ところに具体的に反映されているのかというのを、Bを申請してございます。
1:27:31	こちら先ほど申しましたけど、条文の実際の表現の仕方等につきましては、
1:27:40	再処理等と同様の事象があるようなところにつきましてはそちらの方も保険と合わせて、整合性を図るとしてございます。
1:27:50	で、長期設定の方の、

1:27:56	もう
1:27:58	要請につきましては、個別資料の09の方で、
1:28:03	ぜひよろしく。
1:28:26	規制庁の河原崎です。一応今おっしゃった資料の中でいうと、
1:28:32	事業変更理由の欄のところに、許可と設工認に係る事故、
1:28:38	の追加と書いてあるもの。
1:28:41	が、基本的にはあれですかね。
1:28:44	あと許可と設工認って書かれてるので、ちょっと若干よくわからないんですが、設工認を踏まえた変更が、
1:28:52	そうしたところで、横並びのところは記載の適正化ということで括弧で、
1:28:58	英語を踏まえた、というふうに分けられてるという理解。
1:29:04	しました。
1:29:06	で、ただ一方で当第1回分との関係というものについては、この補足説明資料の始まりの方とかを読んであまり
1:29:17	説明はなされていないような気もするので、ちょっとその部分は多分メーカー的に説明していただく必要がある。
1:29:25	事が必要かもしれませんのでちょっと今後のヒアリング等でそこら辺を確認させていただければと思ってます。
1:29:31	以上です。
1:29:34	はい、衛藤でございます。衛藤Officer資料05のところでは第1回分の関係性ですね、その辺はちょっと説明できてませんので、中央に関する
1:29:48	ヒアリングでご説明させていただきます。以上です。
1:29:57	規制庁登坂です。パワーポイントの方に戻っていただいて、5ページの、今
1:30:04	0102、
1:30:06	05とかがって話を、
1:30:09	ありましたけど、
1:30:10	②、
1:30:12	③と⑤⑥っていうのは反映した条文としては同じところを指しているんですけど、
1:30:20	これはどういう順番でどう並べているものなんですか。
1:30:29	日本原燃デマチでございます。順番としまして申請変更認可申請書の変更理由、
1:30:37	いただいた10番で、並べさせていただきましたけども、
1:30:42	反映したものを示すということであれば、条文の

1:30:49	1本ということですすみません、
1:30:52	i s た条文飛んで並べろと言ってるつもりではなくて、
1:30:56	これだとなどという趣旨で並べたのか全然わからない内容になってると。
1:31:02	ということです。
1:31:04	そちらの説明したい。
1:31:09	ことに合わせて整理いただければいいんですけど、それがわかるようにしていただきたいと。
1:31:14	ということ。
1:31:18	許可の変更に並べたって言われましたけど、②と⑤が、こんな分かれて許可で書いてあったんですか。
1:31:31	はい日本原燃、18でございます。評価としましては①と⑤の火災については、同じところに書いてございます。
1:31:40	ちょっとその辺、増の15年各課のほうは整理させていただきます。以上です。
1:31:49	はい。補足です。そういう意味だと、
1:31:52	ここ。
1:31:53	整合の関係から見たものと設工認対応で書いたものとして分かれてたのかなっていう勘ぐりをしていたんですけどそうでもないんですか。
1:32:02	はい。デマチでございますけど、この件につきましては、まず一番から3番が、設備の追加等に伴うですね、これは設工認の許可に書いてございますけども、設工認に関する、ちょっと
1:32:18	④から⑥が、
1:32:23	これ行革の切望に両方を踏まえまして、運用面にかかる、変更しているという、そういう大きな区分けになってございます。そこが誘導するところが今グレーの一つ。
1:32:36	9になっているので、ちょっと明確にわかるように、あと10番ですね、それをちょっと考えさせていただきます。以上です。
1:32:45	はい。補足です。趣旨は理解をしましたという形で説明されるかはあれですけど、
1:32:52	それぞれのポイントがわかるようにしていただければと思います。以上です。
1:33:02	木崎オオハシですけど他、濃縮に関して指摘あります。確認ありますでしょうか。
1:33:10	はい。江藤。ないようであれば、衛藤再処理に関して、確認事項があればお願いします。
1:33:23	規制庁オオオカです。最初に休憩、今回、9ページ目のところ、パワーポイントで9ページ目のところで帰っていただいているんですが、

1:33:33	ポイントのこの中の、
1:33:35	資料のほうに記載内容だと。
1:33:38	ちょっとやはり他のところともう同じで、曖昧な表現が多かったりしまして、幾つか確認させていただきます。
1:33:47	まず、こういう区域とかを変える、変更するってなると、
1:33:52	一番初めの会合なんかでは、通常変更前後の図なんかは、
1:33:57	追跡されてると思うんですが、今回つけてないのって何か伊藤とかあるんでしょう。
1:34:06	はい日本原燃の再生事業の速水でございます。変更前高野なんですけれども、ちょっと
1:34:15	前後関係等もございまして、マスキング対象になってしまうということもあってちょっとこのパワーポイント上からは活動をさせていただいてる形でございます。
1:34:27	はい。規制庁丹です。そうかもと思いながらですね、
1:34:32	ちょっとし、議論しづらिकाなっているところもありまして、
1:34:45	付けるとそれがマスキングになるんですか。
1:34:48	完全。
1:34:54	一応、
1:34:55	宮井でございます。はい。ちょっと結果をクレスコでマスキング対象だというふうに言われてございますので、その内、付けおつけすること自体は、
1:35:06	特段問題はないかと思しますので、こちらはつけさせていただきたいと。
1:35:11	はい。規制庁の多田です。ちょっと書いてあることが曖昧だからというところもあって、これからちょっと確認させて、
1:35:20	今年度からもしかしたらカバーできるかもしれませんので、その辺またご検討いただければと思いますんで、
1:35:27	ちょっと今回書いていることなんですけどまず設定経緯のところ、
1:35:33	保全区域の設定経緯っていうのは、わかるんですが、この部分を、
1:35:39	なぜ、今まで保全区域にしてたのかっていう、その経緯はどんな子、どういう定義なのでしょう。
1:35:50	はい。日本原燃再処理の速水でございます。
1:35:54	もともと
1:35:56	最終的にはですね将来的な現在建設中の知念中学校施設も含めた全体的な保全区域というそれを想定いたしまして、
1:36:07	それを取り囲むような範囲を一応連結してございます。その中で、建設に関わる部分について曾根委員と工事車両の定義というのが、

1:36:19	ここは元原研の建設段階では、必要性もないということなので、外すという形で設定をした結果が現状のような形というふうになってございます。
1:36:32	はい、規制庁からでしたら、ちょっとそこ、その辺の経緯のところを少しこの、この部分の経緯っていうのをもう少し、
1:36:39	含めて記載していただいた方がわかりいいかと思しますので、
1:36:44	よろしくをお願いします。で、当該仮称の
1:36:48	具体的には、結局柵があったとか、どういう
1:36:54	保全区域としてせ、運用していたんでしょうか。
1:37:02	はい。日本原燃の甲斐ハヤミでございます。当該保全区域につきましては補足ですけども、全体的にこういうような形で管理をしてございます。
1:37:14	はい。以上です。
1:37:15	はい。施設を伺います。そしたらこのさくうの位置を変更して、
1:37:21	仮という変更なんでしょうか。今回、公衆の、
1:37:28	はい。日本原燃高見でございます。はい。その通りでここが変更させていただくような形ですね今、
1:37:37	一応、
1:37:38	何ですかね、ちょっと位置付けができるなというところに、新たに柵を設置する形で、
1:37:45	区域境界を形成するという事で考えてございます。
1:37:49	はい、清帖佐です。その部分で変更の理由のところで少し書いてきまして非常に4行目なんですけど、変更後の範囲において保全区域に対する管理の可能であることからというこの部分が、
1:38:02	より具体的に示してもらうのが多分、
1:38:05	しっかりした理由になると思うんですが、
1:38:08	ここの部分って結局どういうことを想定して書かれているんでしょう。
1:38:16	はい。日本原燃の速水でございます。経営と、
1:38:19	今、説明をしましたように、あらため柵を設置することで、区域の境界っていうことは、きちんとすいません、規制庁コサクです。
1:38:30	区域の境界は削減を受ければできるってのはそれはそうなんですけど、
1:38:34	結局は今回外す場所のところ、
1:38:38	保全すべき施設に関するものっていうのはなくて、
1:38:46	結果影響ないっていうことなんですよ。
1:38:49	はい、乳井矢萩でございます。その通りでございます。

1:38:54	コサクですな、ということなので、結果すると、一番最初に大川が質問したように、何でここ保全区域になってたんでしたっけっていうことの説明が、
1:39:04	大事っていうことになるんだと思うんです。
1:39:08	で、先ほどの説明からすると、
1:39:12	完成形のMOX工場もできた完成形として、当初保全区域を考えていたと。
1:39:20	一方で、MOX工場の
1:39:24	工事で
1:39:26	の施工がやりやすさという関係から、工事をする場所については外すと。
1:39:32	外すときに、この部分は工事に関係しないということで残したものの、今後の工事において必要になってきたということでここはっすっていうことですか。
1:39:47	日本原燃の速水でございます。はい。その通りでございます。
1:39:53	はい。そうですね。そうすると、一番最初は、僕行きMOX工場建設の今外れてる部分も、
1:40:02	一番最初は保全区域だったということでもいいですか。
1:40:07	日本原燃の速水でございます。いや、そこは結局、最初から保全区域にはしてございます。
1:40:17	エキセ著作です。
1:40:19	そうだとすると、ちょっと
1:40:22	何でここ保全区域にしたんだろうといびつな感じがして、
1:40:27	当初、保全区域が全体が保全区域だったものを解除してたっていうことであれば、必要最低限というイメージはあるんですけど、
1:40:38	大本ここでその区画しての方が管理しやすかったと。
1:40:44	ということのように思ってしまうんですけどそのあたりでどうですか。
1:40:48	日本原燃の速水でございます。
1:40:50	確立校長の話と絡んでくるところがあるのであれなんですけど、実は今、現行、
1:40:59	保全区域としているところの、 そこを生かしつつ、当法人、
1:41:13	場所を明確での工事箇所数ということで今のような形としてございました。
1:41:22	で、 がですねちょっとその後いろいろな形でちょっと先です。大体わかりました。
1:41:32	結局、

1:41:33	防護の仕方といったところ完成形もイメージしながらということで考えていたと理解しました。
1:41:42	でと言いつつ、工事もしやすくなきゃいけないんでということで、変更していると。
1:41:49	ということわかりましたけどそれでいうと、PKの変更等の関係ってというのはどういうふうになってますか。
1:41:59	はい。日本原燃の赤城再生範囲でございます。PP規定の方もですね同様に変更が必要で今、こちらの方は
1:42:08	補筆と調整しているというところで聞いてございます。
1:42:15	規制庁宗です。その調整って言われてるのはまだ申請はしてない。
1:42:20	確か。
1:42:23	今度は八木でございます。はい。まだ使用されていないという、
1:42:28	規制庁の蘇武です。で、ちょっとこちら核セキュリティ部門という、
1:42:35	話をしていこうと思うんですけど、そちらのPP規定の申請認可と、こちらの
1:42:44	印可との関係ってというのはどういうふうに、定年としては考えてますか。
1:42:51	日本原燃再処理の対応でございます。はい。おそらく委員会的には飛ばない、設備等いろいろ違う部分もございますので、
1:43:01	そろわないだろうということで
1:43:05	今の形。
1:43:07	最近の保安規定の施行時期については、そういった準備の段階で、社長が定める時期にチェックするという形で、施行の段階で調整ができる。
1:43:18	したいというふうに考えてございます。
1:43:23	規制庁の古作です。大岡さんすいませんちょっと横やりで違う話どんどんずれて申し訳ないんですけど、
1:43:29	付則1、第1項で、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、
1:43:38	いうふうに言われてるんですけど、内数にPP規定の認可が入ってるってということですか。
1:43:45	はい。日本原燃速水でございます。はい。その趣旨でご相談の要因させていただいておりました。
1:43:53	はい、わかりました。大木さんすいません。どうぞ。規制庁から大体議論したかったことは、
1:44:00	今の議論でわかりましたので、
1:44:02	ちょっと今の場所でマスキング対象とかそういう感じなんでしょうか。
1:44:12	今、すいません日本原電入ってる。今私をご説明しない。はい。はい、そうです。今の松葉は、



